

【注の見直し】	注2 3歳未満の乳幼児の場合は、100点を加算する。	→	注2 3歳未満の乳幼児の場合は、110点を加算する。
J022 高位浣腸、高圧浣腸、洗腸			
【注の見直し】	注 3歳未満の乳幼児の場合は、50点を加算する。	→	注 3歳未満の乳幼児の場合は、55点を加算する。
【新設】	(新設)	→	J026-4 ハイフローセラピー (1日につき) 160点
J034 イレウス用ロングチューブ挿入法			
【点数の見直し】	200点	→	610点
J036 非還納性ヘルニア徒手整復法			
【注の見直し】	注 新生児又は3歳未満の乳幼児の場合は、それぞれ100点又は50点を加算する。	→	注 新生児又は3歳未満の乳幼児の場合は、それぞれ110点又は55点を加算する。
J038 人工腎臓 (1日につき)			
【点数の見直し】	1 慢性維持透析を行った場合 イ 4時間未満の場合 2,030点 ロ 4時間以上5時間未満の場合 2,195点 ハ 5時間以上の場合 2,330点 2 慢性維持透析濾過 (複雑なもの) を行った場	→	2,010点 2,175点 2,310点